

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		介護サービス事業者等に対する監査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		介護保険法
条 項		介護保険法第 76 条・第 78 条の 7・第 83 条・第 90 条・第 100 条・※第 112 条・第 114 条の 2・第 115 条の 7・第 115 条の 17・第 115 条の 27・第 115 条の 45 の 7
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課 (電話：048-829-1884)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市介護保険施設等監査実施要綱」に基づき、介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に行う。
	備 考	※健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 により効力を有するものとされた旧介護保険法条項